

広島県収受		
第	号	
25.2.18		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

事務連絡
平成25年2月14日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

バイオ後続品の一般的名称及び販売名の取扱いについて

バイオ後続品に係る一般的名称及び販売名については、平成25年2月14日付薬食審査発0214第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知（以下「名称等通知」という。）により通知したところですが、単純タンパク質医薬品のバイオ後続品の一般的名称については、当分の間、先行バイオ医薬品の一般的名称に、先行バイオ医薬品の一般的名称（遺伝子組換えに係る記載を除く。）の末尾に「後続1（2, 3, …）」を角括弧書きで追加したものとします。

なお、バイオ後続品に係る単純タンパク質医薬品の販売名については、名称等通知に示す例示のとおり付すことを原則とします。

